

広島県告示第三百十五号

広島県と江田島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成十六年十一月一日施行）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一条中「、地方港湾三高港及び地方港湾大柿港」を「及び地方港湾三高港」改める。